

# 加古川市住民基本台帳の一部の写しの閲覧に関する事務取扱要綱

平成 23 年 2 月 23 日

市民部長 決定

加古川市住民基本台帳の一部の写しの閲覧に関する事務取扱要綱（平成 17 年 6 月 1 日施行）の全部を改正する。

（目的）

第 1 条 この要綱は、住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号。以下「法」という。）、住民基本台帳法施行令（昭和 42 年政令第 292 号。以下「政令」という。）、住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付に関する省令（昭和 60 年自治省令第 28 号。）等に定めるもののほか、本市における法第 11 条及び第 11 条の 2 の規定による住民基本台帳の一部の写しの閲覧（以下「閲覧」という。）に関する事務について必要な事項を定め、プライバシーの保護等を図るとともに、適正かつ円滑な事務処理を図ることを目的とする。

（閲覧用リスト）

第 2 条 政令第 14 条に規定する住民基本台帳の一部の写し（以下「閲覧用リスト」という。）の作成等は、住民基本台帳に基づき、氏名（通称が住民票に記載されている外国人住民にあっては、氏名及び通称）、住所、生年月日及び性別とし、毎年、6 月及び 12 月に改製するものとする。

2 閲覧用リストは、施錠できる保管庫に厳重に保管するものとする。また、閲覧用リストを改製した場合は、改製前の閲覧用リストを速やかに廃棄するものとする。

3 閲覧用リストは、ドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為等の被害者の保護のための措置を講じている者については、閲覧用リストから除くものとする。ただし、国又は地方公共団体の機関による請求又はその他の者による特別な請求がある場合はこの限りではない。

（閲覧場所等）

第 3 条 閲覧場所、閲覧日時、閲覧定数及び日数は、次のとおりとする。

(1) 閲覧場所 市民課

(2) 閲覧日時 加古川市の休日を定める条例（平成 2 年条例第 1 号）第 2 条に規定する休日及びその翌日を除く火曜日から金曜日の午前 9 時から正午及び午後 1 時から午後 4 時までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

(3) 閲覧定数及び日数 2 名以内とし、同一の閲覧請求者又は申出者が閲覧できる日数は、年間 10 日とする。ただし、国又は地方公共団体の機関（以下「機関」という。）による閲覧の場合はこの限りではない。

（閲覧の請求）

第 4 条 法第 11 条第 1 項の規定に基づく閲覧の請求をしようとする機関（以下「請求者」とい

う。)は、あらかじめ次に掲げる書類等を市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に認めたときは、この限りでない。

- (1) 住民基本台帳閲覧請求書
- (2) 請求事由を疎明する資料（犯罪捜査等のための請求である場合を除く。）

（閲覧の申出）

第5条 法第11条の2第1項の規定に基づく閲覧の申出をしようとする者（以下「申出者」という。）は、あらかじめ次に掲げる書類等を市長に提出しなければならない。

- (1) 住民基本台帳閲覧申出書
- (2) 閲覧事項の利用の目的を疎明する資料
- (3) 法第11条の2第5項から第7項までの規定についてこれを遵守する旨を誓約する書類
- (4) 申出者の実在を証明する資料
- (5) 法人等については、個人情報保護に関する法律を踏まえた事業者の対応の判る資料（プライバシーポリシー等）
- (6) 他の者の委託により申出する場合にあってはこれを証明する資料

（特別の事情による閲覧）

第6条 法第11条の2第1項第3号に規定する市長が定める特別の事情による閲覧は、次のとおりとする。

- (1) 訴訟を提起する際に相手方の居住関係を確認する必要がある、他に手段がないとき。
- (2) 前号に定めるもののほか、特に居住関係を確認する必要がある、他に手段がないと市長が認めたとき。

（閲覧事項取扱者）

第7条 法第11条の2第4項及び第5項に掲げる個人閲覧事項取扱者又は法人閲覧事項取扱者の数は、3名以内とする。

（閲覧の制限）

第8条 市長は、閲覧の請求者又は申出者が次の各号のいずれかに該当するときは、閲覧を拒むことができる。

- (1) 執務に支障があると認められるとき。
- (2) プライバシーの侵害又は差別的事象につながるおそれがあると認められるとき。
- (3) 天災等により住民基本台帳等が亡失又は毀損したとき。
- (4) 手数料を納付しないとき。
- (5) 閲覧用リストの全部又はこれに準ずる閲覧・転記をするとき。
- (6) 法第11条の2第5項から第7項までの規定に違反するおそれがあるとき。
- (7) 閲覧をしようとする日の7日前までに、第4条又は第5条に掲げる書類等を提出しないとき。ただし、犯罪捜査等のための請求の場合はこの限りでない。
- (8) 第5条に掲げる提出書類等に虚偽の記載をしたとき又は虚偽の書類等を提出したとき。

- (9) 前各号に定めるもののほか、当該閲覧を拒むことについて相当な理由があると認められるとき。

#### (閲覧の決定)

第9条 市長は、第4条及び第5条の請求及び申出があったときは、当該請求書等及び申出書等の内容を審査のうえ閲覧の決定を行い、口頭により請求者又は申出者に通知する。ただし、閲覧を承認しない場合は、請求者又は申出者に通知書を送付するものとする。

- 2 市長は、閲覧用リストを直接閲覧するもの（以下「閲覧者」という。）のうち、閲覧の決定をした申出者の閲覧者にあらかじめ照会書を送付し、当該閲覧者は閲覧時に当該照会書の回答書を持参するものとする。

#### (閲覧者の本人確認)

第10条 市長は、請求者又は申出者に閲覧をさせる場合は、閲覧者に次の各号に定めるいずれかの書類を提示させ、必要に応じ、適宜、口頭で質問を行うなど、閲覧者が本人であることを確認しなければならない。なお、申出者が法人等であり、その社員等が閲覧者である場合は、法人等の社員であることを確認するものとする。

- (1) 請求者の場合は、その職員に対して発行した身分証明書。
- (2) 申出者の場合は、住民基本台帳カード又は旅券、運転免許証その他官公署が発行した本人の写真が貼付された証明書等、又は第9条第2項に規定する回答書及び健康保険証の被保険者証その他官公署が発行した証明書等。

#### (閲覧の方法)

第11条 閲覧者が当該閲覧をした情報を記録しようとするときは、鉛筆により筆記するものとする。

- 2 閲覧は職員の指導監督下で行うものとする。
- 3 市長は、前項の筆記した内容が当該請求書又は申出書のとおり転記されているかを確認するため、転記事項の写しを作成し、かつ、保存するものとする。ただし、犯罪捜査等のための請求の場合はこの限りでない。

#### (閲覧者の遵守事項)

第12条 閲覧者が閲覧をしようとするときは、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 閲覧の請求又は申出をした対象範囲を超えて閲覧をしないこと。
- (2) 閲覧者以外の者を同伴しないこと。
- (3) 閲覧用リストを加筆し、若しくは修正し、汚損し、又はき損しないこと。
- (4) プライバシーの侵害、差別行為等の不当な目的で閲覧しないこと。
- (5) 写真機、複写機、コンピュータその他情報を記録できる機器及び携帯電話その他外部と通信ができる機器等（以下「機器等」という。）は、使用しないこと。
- (6) 前各号に定めるもののほか、職員の指示に従い閲覧すること。

(閲覧の中止)

第13条 市長は、閲覧者が前条の遵守事項を守らないときは、直ちに閲覧を中止させ、当該閲覧に係る記録用紙を回収するものとする。

2 市長は、閲覧者が閲覧用リストを機器等により撮影又は複写しようとしていることを発見したときは、直ちに閲覧を中止させるとともに、それまでに転記した用紙を回収し、及び機器等に撮影又は複写したデータを削除する等の措置を講ずるものとする。

(閲覧手数料)

第14条 閲覧については、1名転記ごとに1件とし、閲覧に係る手数料は、加古川市手数料条例(平成12年条例第25号)に定めるところによる。

(勧告)

第15条 市長は、法第11条の2第8項の規定により勧告をする場合は、その講ずるべき措置に期限を付して文書で行うものとする。

(命令)

第16条 市長は、法第11条の2第9項及び第10項の規定により措置を講ずることを命ずる場合は、期限を付して文書で行うものとする。

(報告)

第17条 市長は、法第11条の2第11項の規定により、申出者に対し必要な報告をさせることができる。

(公表)

第18条 市長は、住民基本台帳の一部の写しの閲覧(犯罪捜査等のための請求に係るもの又は第6条に規定するものを除く。)の状況について年1回、次に掲げる事項をホームページ等において公表するものとする。

(1) 請求者の場合は、その名称、請求事由の概要、閲覧年月日、閲覧に係る市民の範囲

(2) 申出者の場合は、その氏名(申出者が法人の場合にあっては、その名称及び代表者又は管理人の氏名)、利用目的の概要、閲覧年月日、閲覧に係る市民の範囲

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年2月23日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱施行の際、現にこの要綱による改正前の加古川市住民基本台帳の一部の写しの閲覧に関する事務取扱要綱(平成17年6月1日施行)の規定により請求しているものについて

は、この要綱の規定にかかわらずなお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成24年7月9日から施行する。